

南町会のご案内

令和6年4月

福生市熊川南地区、この地は福生市のオアシスとも言われ、南公園、多摩川の清流を眼下に、遙かには多摩連山に富士をも望み武蔵野の面影を今に残す情緒豊かな町です。

南町会はこの恵まれた地に居住（営業）する約120軒の住民に依って構成された自治組織です。会員内より選出された会長1名、副会長4名（内、書記1名、会計1名）相談役1名、会計監査2名、理事6名、組長20名、その他防犯・防災衛生委員と、会員の協力により運営されています。

当南町会は、安全安心な街づくり、会員の文化生活的向上の為お互いに協力する事を目的にしています。したがって特定の政治宗教等の活動は一切行っていません。

◎町会費 月額200円、1年分前納及び、6ヶ月毎に年2回徴収いたしております。

◎南町会には町会所有の会館（南会館）があり、多少の備品を持っております。

会員の皆様には低額料金にてご利用いただいております。

◎会館および備品の使用、貸し出しについて

前もって会長に申し込み、許可があれば指示に依って使用、又は借り受けができます。

◎会館使用料 会長が召集する場合は無料（役員会、組長会議等）

会員が半数以上で使用する場合 500円

◎会館の使用時間 昼間使用午後6：00まで、夜間使用午後10：30まで

◎備品の使用料 1,000円 全品必要なだけ借りることができます。

◎主な備品 テント、椅子、机、テーブル等

備品の貸し出しについては会員自身が自宅等で使用する場合であり、町会地域外への持ち出しは認められていません。

◎町会行事活動は正（副）組長会議に於いて承認された行事計画により実施されます。

町会行事の中には、夏祭り、会員研修会、新年会、ふれあい広場等のレクリエーション的なものも含まれています。

◎慶弔費について 慶の場合は各種団体等への祝金 5,000円

弔の場合は会員及び同居親族の葬儀等の香料 5,000円

会員の災害見舞金は役員で協議し決めています。

以上

南町会長

別 表

使 用 区 分	金 額					
会員が半数以上で使用する場合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">昼 間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>500円</td> </tr> </table>	昼 間	500円	夜 間	500円		
昼 間	500円					
夜 間	500円					
会員が半数に満たないで使用する場合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">昼 間</td> <td>1500円</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>2000円</td> </tr> </table> 但し宴会使用の場合 別途追加料金 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td>1000円</td> </tr> </table>	昼 間	1500円	夜 間	2000円	1000円	
昼 間	1500円					
夜 間	2000円					
1000円						
冷暖房費 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">夏期（7月～8月）</td> <td>冬期（12月～3月）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期間は、すべて有料です。以外の期間は使用する時は有料です。</td> </tr> </table>	夏期（7月～8月）	冬期（12月～3月）	期間は、すべて有料です。以外の期間は使用する時は有料です。		300円	
夏期（7月～8月）	冬期（12月～3月）					
期間は、すべて有料です。以外の期間は使用する時は有料です。						
音響施設使用料	200円					

注 1 会館の使用単位は、昼間が午前8時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後10時までです。

注 2 使用申請書は、使用日の属する年度の初日から受付します。